

船橋市家賃債務保証支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住み替えにあたって、入居に苦慮している低所得者のうち、高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等に対して、予算の範囲内において、家賃債務保証契約時に要する費用の一部を助成することにより、住生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下、「法」という。）第2条3項に規定する賃貸住宅をいう。ただし、社宅、従業員寮その他企業の福利厚生を目的とする住宅、第5条の規定による申請を行う者及びその同居する者の2親等以内の親族が所有する住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で規定する有料老人ホームに該当する場合を除く。
- (2) 賃貸人 事業の対象者の入居に適する民間賃貸住宅の所有者をいう。
- (3) 家賃債務保証会社等 法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者又は法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。
- (4) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 本市に1年以上住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で、別表に定める世帯のいずれかであること
- (2) 市内の民間賃貸住宅へ転居する者
- (3) 賃貸人と民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した者
- (4) 家賃債務保証会社等と前号に規定する賃貸借契約に係る家賃債務保証契約を締結した者
- (5) 同一住戸に入居する世帯の収入が、船橋市市営住宅条例（平成9年条例第11号）第6条第1項第3号のアに規定する金額以下であること
- (6) 同一住戸に入居する世帯全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被生活保護世帯でないこと
- (7) 同一住戸に入居する世帯全員が市税を滞納していないこと
- (8) 同一住戸に入居する世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと

(助成金)

第4条 市長は、民間賃貸住宅の入居に当たり家賃債務保証契約を締結した者に対

し、初回のみ保証料の2分の1に相当する額を家賃債務保証助成金（以下「助成金」という。）として交付することができる。ただし、15,000円を限度とし、1,000円未満切り捨てとする。

（助成金の申請）

第5条 この要綱による助成金の交付を受ける者（以下「申請者」という。）は、船橋市家賃債務保証助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、転居後3か月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 同一住居に居住する者全員の課税（非課税）証明書
- (2) 市税納付確認書
- (3) 家賃債務保証契約書の写し
- (4) 家賃債務保証料の領収書の写し
- (5) 転居後の賃貸借契約書の写し
- (6) 障害者手帳等の写し（該当者のみ）
- (7) その他市長が必要であると認める書類

（助成金の可否決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上助成金交付の可否を決定し、船橋市家賃債務保証助成金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により申請者あてに通知しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、次に掲げる偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に既に交付した助成金の全部又は一部の返還を、船橋市家賃債務保証助成金返還命令書（第3号様式）に理由を附して命ずることができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により決定を受けたとき
- (2) 正当な理由なしに賃貸借契約を解除したとき
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき

（関係書類の整備）

第9条 申請者は家賃債務保証支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1. 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある世帯
 - (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
2. 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
3. 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
4. 「3」で定めるものの他、次のいずれかに該当する世帯
 - (1) 未婚、死別、離別等により配偶者のない世帯で児童^{※1}を扶養^{※2}する父又は母と児童の世帯
 - (2) 「(1)」に定めるものの他、次のイ、ロに定める祖父、祖母又は兄姉と児童の世帯
 - イ 父母が死亡した児童と同居し扶養する世帯
 - ロ 未婚、死別、離別等により配偶者のない父又は母が監護しない児童と同居し扶養する世帯
5. その他市長が必要と認める世帯

※1 「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者をいう。

※2 「扶養」とは、その児童を監護し、かつその生計を維持することをいう。

